

復旧・復興の理念

菊地

1 早期提示の必要性

住民による自発的復旧・復興の動きに理念的正当性を与える必要がある。

財界、宮城県のプランは着々と進んでいる。早急に！

2 阪神淡路大地震の教訓

阪神淡路の際には、住民の単なる財産権（営業権）、生存権の問題と扱われ、

- ・国は住民の財産権を保障しない（復旧・復興は自己責任）

*ただし、住民運動によりその後生活再建支援法が成立し、国が住民の再建について一定の給付を行うことになった（ただし、阪神淡路への遡及適用なし。金額は全く不十分）。

- ・財産権、営業権は「公共の福祉」による大幅な制約を受ける

↓

都市計画、再開発、区画整理によるハコモノ作り

- ・生存権の保障は最低限度でよい（復旧・復興まで保障しない）

↓

仮設住宅、公営住宅への押し込み、生活保護

↓

コミュニティーの破壊、孤独死の多発

3 大震災により住民が奪われた権利

生命、身体、自由、財産、住居、工場、店、船、網、事業、コミュニティー等…

復旧・復興は、これら奪われた権利の可及的回復である。

日本国憲法は、第二次世界大戦で日本中焼け野原になったなかで制定され、「ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を高らかに宣言した（前文）。今回の大震災は第二次世界大戦の被害に匹敵する被害であり、今こそ憲法の理念が最大限発揮されるべきときである。

4 住民の要求は何か

基本は、3・11以前の生活、事業・生産基盤の復活（復旧）

それが物理的に無理な場合であっても、住民の意思にもとづく復興

5 新しい人権の提唱（私見）

憲法前文（ひとしく恐怖と欠乏から免れる権利）、13条（幸福追求権、人格的自律権）、14条（平等権）、22条（営業権）、25条（生存権）、29条（財産権）、16条（請願権）、92条（住民自治）にもとづく復旧・復興権。複合的権利。

（1）自由権的側面～前文、13条、14条、22条、29条

- ・元の土地に住宅を再建する権利
- ・元の場所で事業・生産を再開する権利
- ・コミュニティを復活する権利

これらについて、国や自治体から制約を受けない

→県の復興構想（再開発、区画整理）への対抗原理

（*）問題は、「公共の福祉」

a) 本来「公共の福祉」は人権相互間の調整原理

したがって、「公共の福祉」による制約を受けるのは、

他の住民、県民の具体的権利・利益と衝突する場合だけ。

住民、県民の具体的権利・利益から離れた抽象的な「創造的復興」、「災害に強い街づくり」、「農業、漁業の集約化」、「エコタウン」等は「公共の福祉」を構成しない。

b) 従前憲法学上、財産権、営業権はa)の意味での公共の福祉の外に、政策的な意味での公共の福祉により制約（政策的制約）されるとされてきた（人権のダブルスタンダード）。都市計画法による建築制限、土地収用法による私人の土地収用はこの理による。上記「創造的復興」、「農業と漁業の集約化」等はまさに政策的制約にあたる。

しかし、復旧・復興権は単なる財産権、営業権に尽きるものではない。この権利の基本は憲法前文であり、個人の尊厳にもとづく幸福追求権（人格的自律権）であって、政策的制約になじまない。

また、住宅は私有財産であると同時に人間の暮らしの「場」であり、地域コミュニティーは住民の安定した住居の集合として成立している。地域における事業は人間の暮らしの「糧」を生み出すものであり、地域経済を支える経済的基盤でもある。その意味で住居や事業は地域社会を支える社会的存在である。これら住居や事業の再建がない以上、いかに「創造的復興」、「農業と漁業の集約化」等を実現したところで地域社会も地域経済も再建されない。住居や事業を再建することはまさしく「公共の福祉」に合致する。復旧・復興権を「公共の福祉」を理由に政策的に制約することは背理であり許されない。

(2) 社会権的側面～前文、25条 社会権

住民が復旧・復興するにあたり、国や自治体に必要な援助を求める権利（具体化するには立法が必要）

二重ローンの解消（せめてゼロからの出発）

- ・生活再建支援金の充実
- ・災害救助法の活用の徹底
- ・義援金の早期配分
- ・早急な瓦礫・妨害物の撤去
- ・国による土地等の買い上げ
- ・各種の給付、低利貸付制度の充実

(3) 参政権的側面～16条、92条

住民が県、地元自治体の「復興計画」「街づくり」に参画できる権利

住民がコミュニティーを復活・創造できる権利